

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 293 回

いよいよ師走に入りました。かなり寒くなってきましたが、皆様、ふところ具合はいかがでしょう？ 12 月は賞与を含め、資金が必要なときですね。資金手当てを慎重に、そして素早くお願いいたします。

ところで、上野さんというエコノミストの経済サキ読み術から、来年の経済を先読みしてみましよう。

まず、経済の動きを見る際の「5か条の原理原則」です。

- ① 経済、金融市場の情報は、時間的な空白を作らずに集める（努力が必要です）
- ② 経済統計の解釈は報道をうのみにせず自分で考える（勉強です）
- ③ 「日常の生活感覚」と整合しない議論は疑ってかかる
- ④ 自分の見方に自信がある場合、「世の中の空気」に流されない
- ⑤ 日本経済は「人口減、少子高齢化」を「軸足」にして考える（やはりこれが課題ですね）

これから見ると、どんなことがこれからの経済で予測されますか？

たとえば 株価はぼちぼち警戒ゾーンに入ってくる

地価はこれ以上上がらない

なかなか子供の数は増えない

消費税率UPは本来なら実行すべきでないが（おそらく経済成長率はマイナスのはずです）消費は増えない、金がないからではなく、やはり買うものがないからだ

等々

安倍総理がよく頑張ってみえますが、これ以上成長率がUPし、またインフレも進むことは難しいなあと思われまますね。

来年もまた我々中小企業は自力（イノベーション開発）で頑張るしかないですね。そして努力すればできそうです。

来年も頑張ってください。面倒ですが、マイナンバー対応（従業員、アルバイトの皆さんからナンバーを入手する、定款変更も可能ならば行う）もお忘れなく！！

来年も頑張ってください。前田会計をよろしく申し上げます。お客様もご紹介ください。

前田の《今人生を語る》第 198 回

めざめよ日本人 (121)

「日本人よ、胸を張りなさい」

かつての日本人は立派だった。公職に就く者の心構えは民衆の絶大な信用を集め、人の生命を預かる者の使命感に人々は崇敬の念を抱いたものである。今一度、故きを温ね日本人が世界に誇った「魂」を学ぶべきであろう。（蔡焜燦氏）

お互い自らを反省しなければなりませんね。

年末調整について

木村 知誉子

年末調整の時期がやって参りました。今年は昨年と比べて特に変わった点はありませんので、今回は年末調整の大まかな流れと、間違いやすい扶養控除のポイントについて述べたいと思います。

給与の支払者は、毎月（日）の給与や賞与などの支払いの際に「源泉徴収税額表」によって所得税と復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、この税額は仮に計算した所得税であり、年末調整とは、源泉徴収された所得税額とその年の本来の所得税額（納めるべき税額）との過不足額を清算する手続きのことです。

この手続きの流れの中で、納税者にとって所得税法上の控除対象扶養親族がいる場合に、所得控除の仕組みにより納税者の税負担を軽減する制度を扶養控除と言います。

控除対象扶養親族とは

- ① 年齢 16 歳以上の親族(6 親等以内の血族および 3 親等内の姻族)
- ② 生計を一にしている(必ずしも同居を要件としない)
- ③ 合計所得金額が 38 万円以下
- ④ 他の所得者の控除対象配偶者または控除対象扶養親族となっていない
- ⑤ 青色申告者、白色申告者の事業専従者となっていない

年齢と扶養控除額

年齢	扶養控除の区分	扶養控除額	生年月日
0 ～15 歳	年少扶養親族	0 円	平成 12.1.2 以後生
16～18 歳	一般の控除対象扶養親族	380,000 円	平成 9.1.2～平成 12.1.1 生
19～22 歳	特定扶養親族	630,000 円	平成 5.1.2～平成 9.1.1 生
23～69 歳	一般の控除対象扶養親族	380,000 円	昭和 21.1.2～平成 5.1.1.生
70 歳～	老人扶養親族	同居老親等以外の者	昭和 21.1.1 以前生
		同居老親等	
		580,000 円	

~~~~~平成 28 年から変わる事項~~~~~

- ・給与所得控除の上限額が引き下げられます。この改正により、平成 28 年分の「給与所得の源泉徴収税額表」等が改正されます。

|             | 改正前(平成 25～27 年) | 平成 28 年分の所得税 |
|-------------|-----------------|--------------|
| 上限額が適用される給与 | 1,500 万円超       | 1,200 万円超    |
| 給与所得控除の上限額  | 245 万円          | 230 万円       |

- ・マイナンバー制度の導入
- ・国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類の添付等義務化（親族関係書類及び送金書類）